

**おいでませ！山口国体セーリング競技リハーサル大会**  
**高松宮妃記念杯第 56 回全日本実業団ヨット選手権大会**  
**第 12 回全日本セーリングスピリッツ級選手権大会**  
**2010 年全日本セーリング選手権大会**

**帆走指示書**

**1. 適用規則**

- 1.1 本大会は「セーリング競技規則 2009 - 2012」（以下「競技規則」という。）に定義された規則を適用する。ただし、これらの規則のうち、本帆走指示書によって変更されたものを除く。
- 1.2 国際スナイプ級は、競技規則 41 に次を追加し適用する。「同じチームの他の艇から援助を受けることができる。」また、競技規則 60.1 に次を追加し適用する。「同じチームの他の艇から受けた損傷または傷害にもとづいて救済を求めることはできない。」
- 1.3 国体ウィンドサーフィン級については、競技規則付則（以下「付則」という。）B を適用する。ただし、付則 B2.4 は適用せず、国体ウィンドサーフィン級規則を適用する。
- 1.4 競技規則 42 の違反に対しては、付則 P を適用する。ただし、付則 P の文中の「セール番号」を「エントリーナンバー」に置き換える。
- 1.5 各クラス規則のセール番号及び艇体番号の同一性に関する条項並びに個人会員登録（国際スナイプ級の会員登録及び艇、セール登録は除く。）に関する条項は適用しない。このことについては、艇による抗議の根拠とはならない。  
これは、競技規則 60.1(a)を変更している。

**2. 競技者への通告**

競技者への通告は、陸上本部棟前に設置された公式掲示板に掲示する。

**3. 帆走指示書の変更**

帆走指示書（以下「指示」という。）の変更は、それが発効する当日の当該クラス予告信号の 60 分前までに、公式掲示板に掲示する。

ただし、レース海面の変更は、当該レースの D 旗掲揚までに、レース日程の変更はそれが発効する前日の 19 時までに公式掲示板に掲示する。

**4. 陸上で発する信号**

- 4.1 陸上で発する信号は、陸上本部棟に設置された信号柱に掲揚する。
- 4.2 音響1声とともに掲揚される D 旗は、「予告信号は D 旗掲揚後 30 分以降に発する。艇はこの信号が発せられるまで離岸してはならない。」ことを意味する。
- 4.3 D 旗がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスのみ当該信号を適用する。
- 4.4 指示 5.1 に示された個別のレースに対して AP 旗は掲揚しない。予告信号予定時刻の 30 分前までに D 旗が掲揚されない場合、そのレースのスタートは、時間に定めなく延期されている。

## 5. レースの日程

5.1 レースの日程は次のとおりとする。

月 日	予告信号 予定時刻	A海面	予告信号 予定時刻	B海面
8月27日 (金)	12:55	国際470級 第1レース	12:55	国体ウィンドサーフィン級 第1レース
	13:00	国際スナイプ級 第1レース	13:20	国体シングルハンダー級 第1レース
	13:05	セーリングスピリッツ級 第1レース	13:25	シーホッパー級SR 第1レース
	引続き	国際470級 第2レース	引続き	国体シングルハンダー級 第2レース
	5分後	国際スナイプ級 第2レース	5分後	シーホッパー級SR 第2レース
	5分後	セーリングスピリッツ級 第2レース	15:30	国体ウィンドサーフィン級 第2レース
8月28日 (土)	9:25	国体ウィンドサーフィン級 第3レース	9:25	国際470級 第3レース
	9:45	国体シングルハンダー級 第3レース	9:30	国際スナイプ級 第3レース
	9:50	シーホッパー級SR 第3レース	9:35	セーリングスピリッツ級 第3レース
	引続き	国体シングルハンダー級 第4レース	引続き	国際470級 第4レース
	5分後	シーホッパー級SR 第4レース	5分後	国際スナイプ級 第4レース
	12:35	国体ウィンドサーフィン級 第4レース	5分後	セーリングスピリッツ級 第4レース
	13:25	国体シングルハンダー級 第5レース	13:25	国際470級 第5レース
	13:30	シーホッパー級SR 第5レース	13:30	国際スナイプ級 第5レース
			13:35	セーリングスピリッツ級 第5レース
	引続き	国体シングルハンダー級 第6レース	引続き	国際470級 第6レース
	5分後	シーホッパー級SR 第6レース	5分後	国際スナイプ級 第6レース
	15:30	国体ウィンドサーフィン級 第5レース	5分後	セーリングスピリッツ級 第6レース
8月29日 (日)	9:25	国際470級 第7レース	9:25	国体ウィンドサーフィン級 第6レース
	9:30	国際スナイプ級 第7レース	9:50	国体シングルハンダー級 第7レース
	9:35	セーリングスピリッツ級 第7レース	9:55	シーホッパー級SR 第7レース

5.2 引き続きレースを行う場合、競技艇にレースが間もなく始まることを注意喚起するために、予告信号を発する少なくとも4分以前に音響1声とともにオレンジ旗を掲揚する。

5.3 8月29日のレースにおいては11:00より後に予告信号は発しない。

## 6. クラス旗

クラス旗は、次のとおりとする。

クラス	クラス旗
国際470級	470級の記章を記した白色旗
国際スナイプ級	スナイプ級の記章を記した白色旗
国体シングルハンダー級	国体シングルハンダー級の記章を記した白色旗
国体ウィンドサーフィン級	国体ウィンドサーフィン級の記章を記した白色旗
セーリングスピリッツ級	セーリングスピリッツ級の記章を記した白色旗
シーホッパー級SR	シーホッパー級の記章を記した白色旗

## 7. レース海面

レース海面は山口県スポーツ交流村ヨットハーバー沖のおおむね添付図1に示す海面である。

## 8. コース

- 8.1 添付図2の見取り図は、(レグ間の概ねの角度、) 通過すべきマークの順序及び各マークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 8.2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。
- 8.3 艇の帆走すべきコースは次のとおりとする。コースを示す国際信号旗(数字旗)は予告信号と共に掲揚し、スタート信号1分前に降下する。

- (1) 国際数字旗1が掲揚されたとき コース 1
- (2) 国際数字旗2が掲揚されたとき コース 2
- (3) 国際数字旗3が掲揚されたとき コース 3
- (4) 国際数字旗4が掲揚されたとき コース 4

## 9. マーク

- 9.1 A海面のマーク1,2,3は、数字で1,2,3と表示された黄色の円筒形ブイとする。マーク4は、黄色に黒色1本帯を有する円筒形ブイとする。  
B海面のマーク1,2,3は、数字で1,2,3と表示されたオレンジ色の円筒形ブイとする。マーク4は、オレンジ色に黒色1本帯を有する円筒形ブイとする。
- 9.2 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端にあるレース委員会の信号艇とポートの端にあるレース委員会艇とする。
- 9.3 フィニッシュ・マークは、フィニッシュ・ラインの両端にあるレース委員会艇とする。
- 9.4 指示12に従い、コースの次のレグの変更により新しいマークを用いる場合は、A海面は、黄色の三角すいブイとし、B海面は、オレンジ色の三角すいブイを使用する。その後、再び新しいマークに置き換える場合は、元のマークを使用する。

## 10. スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールまたはマストの間とする。
- 10.2 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていないクラスの艇は、スタート・ラインからおおむね50m以内の範囲及びコースサイドから離れていなければならない。
- 10.3 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。これは付則A4を変更している。
- 10.4 ゼネラル・リコールの際、競技艇に知らせるためレース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも第1代表旗を掲げる場合がある。但し、信号艇以外の当該レース委員会艇が行う第1代表旗の降下については、競技規則レース信号「予告信号は降下の1分後に発する。」の意味は持たないものとし、また音響の無声も無視されるものとする。これは、競技規則レース信号

及び競技規則 29.2 を変更している。

1 1. 黒色旗規則適用に伴う掲示

競技規則 30.3 「黒色旗規則」が適用されたレースにおいて、ゼネラル・リコール信号が発せられた場合またはレースがスタート信号後中止になった場合には、黒色旗規則に違反した艇のエントリーナンバーをレース委員会の信号艇の後部に掲示する。これは、競技規則 30.3 を変更している。

1 2. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークがまだ設置されていなくても、先頭艇が新しいレグを始める前に新しいコンパス方位の掲示とともに信号を発する。なお、レグの長さの変更を示す「+」および「-」の掲示は行わない。これは、競技規則 33(b)を変更している。

1 3. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、青色旗を掲揚したフィニッシュ・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールまたはマストの間とする。

1 4. タイム・リミット

先頭艇がコースを帆走して、フィニッシュ後 15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。これは、競技規則 35、付則 A4 及び A5 を変更している。

1 5. スタート後の短縮または中止

15.1 レース委員会は、競技規則 32 に基づく理由によるコース短縮またはレース中止のほか、スタート後およそ 30 分以内に先頭艇が最初のマークに到達しそうにない場合はレースを中止することが出来る。また、スタート後およそ 60 分以内に終了しそうにない場合、レース委員会はコースを短縮またはレースを中止することができる。これは、競技規則 32.1 を変更している。

15.2 指示 15.1 に基づく措置については救済要求の根拠とはならない。これは、競技規則 62.1(a) を変更している。

15.3 スタート信号後にレースを中止する場合、その旨を競技艇に知らせるため、レース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも、N、N+A あるいは N+H 旗を掲揚する場合がある。但し、信号艇以外の当該レース委員会艇が行う N 旗の降下については、競技規則レース信号「予告信号は降下の 1 分後に発する。」の意味は持たないものとし、また音響の無声も無視されるものとする。これは、競技規則レース信号及び競技規則 32.1 を変更している。

1 6. 抗議と救済の要求

16.1 抗議、救済要求及び審問再開の要求は、プロテスト委員会事務局で入手できる用紙に記入の

うえ、プロテスト委員会事務局に提出しなければならない。

- 16.2 抗議締切時刻は、その日の当該クラスの最終レース終了後 60 分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時間を延長することがある。抗議締切時刻は、公式掲示板に掲示する。
- 16.3 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議を競技規則 61.1(b)に基づき艇に伝えるために、抗議の公示を、抗議締切時刻までに公式掲示板に掲示する。
- 16.4 指示 1.4 に基づき、競技規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇の一覧は、抗議締切時刻までに公式掲示板に掲示する。
- 16.5 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。競技者への審問の時刻、場所、当事者および証人として指名された者への通告は、抗議締切時刻後 30 分以内に公式掲示板に掲示する。
- 16.6 指示 4.2、10.2、18、19.1、19.3、20.1、20.2、22、23 及び 24 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは競技規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーはプロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することが出来る。この指示に基づく裁量によるペナルティーに対する得点の略語は DPI である。
- 16.7 競技規則 66 に基づく審問の再開は、判決を通告された日の翌日の 9 時までの間に限り求めることができる。ただし、8 月 29 日に行われたレースについては判決を通告されてから 15 分以内とする。これは競技規則 66 を変更している。
- 16.8 8 月 29 日のプロテスト委員会の判決に対する救済要求は、判決の掲示から 15 分以内でなければならない。これは競技規則 62.2 を変更している。
- 16.9 日本セーリング連盟規程 4.3 に基づきプロテスト委員会の判決をもって最終とする。

## 17. 得点

- 17.1 本大会は、各クラス 7 レース（国体ウィンドサーフィン級は 6 レース）が予定され、それぞれ 1 レースの完了をもって成立する。
- 17.2 国際スナイプ級は、チームを構成する 2 艇の得点の合計をそのレースの得点とする。1 艇チームの場合は、1 艇の得点に出走しなかった架空艇を DNC とみなした得点を加算しそのレースの得点とする。なお、そのレースの得点に 1 艇以上の競技規則 90.3(b)の失格に対する得点が含まれる場合、そのレースの得点は除外できない。
- 17.3 艇またはチームの総得点は、全てのレースにおけるその艇またはそのチームの得点合計とする。ただし、6 レース（国体ウィンドサーフィン級は 5 レース）以上のレースが完了した場合は、その艇またはそのチームの最も悪いレースの得点を除外したレース得点の合計とする。これは付則 A2 を変更している。
- 17.4 国際スナイプ級については、付則 A8 の「艇」を「チーム」と置き換える。
- 17.5 指示 18.3 及び 18.4 の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしに PTP と記録し、確定順位 + 3 点の得点を与える。ただし、当該種目参加艇数 + 1 点を上回らない。これは競技規則 63.1、付則 A4 及び A5 を変更している。
- 17.6 参加艇数とは、当該種目に参加が認められた艇の数とする。
- 17.7 提示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正を要請する場合、艇はレース委員会事務局に用意されている得点照会要請書に所定の事項を記入して訂正を要

請しなければならない。

## 18. 申告

18.1 参加登録した艇でその日のレース（またはそのレース）に出走しない艇は、「レース申告受付所」（指示 18.2 の時間以外は「レース委員会事務局」）にて、レース委員会にその旨を申告（以下、この申告を「DNC 申告」という。）しなければならない。

18.2 DNC 申告は、陸上の信号柱に D 旗が掲揚された後 20 分間受け付ける。該当する艇の艇長またはその代理人は、この時間内に申告しなければならない。この申告は、D 旗掲揚後に行われる予定されたレースに対しての DNC 申告となる。したがって、引き続きのレースが予定されている場合は、そのレースに対しても DNC 申告したこととなる。

18.3 DNC 申告の取り消し

(1) DNC 申告をした艇が、予定されたレースに復帰する場合は、「レース申告受付所」または「レース委員会事務局」において、DNC 申告の取り消しを届けなければならない。DNC 申告の取り消しをしない艇は出艇してはならない。

(2) 予定されたレースが行われなかった場合は、既に提出された DNC 申告はレース委員会によって取り消される。

18.4 帰着申告は艇長（レース委員会が正当な理由があると認めた場合は、その代理人）の署名をもって行う。帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに「レース申告受付所」に用意される署名用紙に署名しなければならない。帰着申告は当該種目のレース終了後（引き続きレースが行われた場合は、そのレース終了後）60 分間受け付ける。ただし、レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。

18.5 リタイアしようとする艇及び引き続き行われるレースに出走しない艇は、速やかにレース海面を離れリタイアの意志を近くのレース委員会艇に伝えなければならない。艇長（レース委員会が正当な理由があると認めた場合は、その代理人）は、帰着後直ちに指示 18.4 の帰着申告を行ったうえ、リタイア報告書を「レース申告受付所」に提出しなければならない。やむを得ずレース委員会艇にその旨を伝えることができなかった場合は、リタイア報告書にその理由を記入しなければならない。リタイア報告書は、引き続きのレースが予定されている場合、そのレースに対しても DNC 申告をしたことになる。したがって、リタイア報告をした艇が予定されたレースに復帰する場合は、指示 18.3 の手続きを行わなければならない。

## 19. 安全規定

19.1 個人用浮揚用具（ライフジャケット）

艇の乗員は、離岸して着岸するまでの間、有効な浮力を有する個人用浮揚用具（ライフジャケット：自分の体重を支えるのに十分な浮力があり、かつ実施要項（レース公示）に示す「救命補助具（ライフジャケットに関する指針）」に適合するもの）を着用しなければならない。ただし、衣類の着脱に携わる短時間の場合には、この限りでない。これは、競技規則第 4 章前文及び競技規則 40 を変更している。

19.2 レース艇が自ら救助を求める場合は、救助する船に対して片手を高く上げて合図を送ること。

19.3 レース委員会は危険な状態にあると判断したレース艇に対し、リタイアの勧告及び強制的に

救助を行うことができる。

19.4 レース艇は自らの安全のためにマスト・トップに浮力体をつけることができる。ただし、国際470級を除く。

## 20. 乗員の交替と装備の交換、チェック

20.1 競技者の交代は、レース委員会への書面による事前の承認なしには許可されない。

20.2 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしには許可されない。装備の交換要請は、最初の妥当な機会に文書にてレース委員会に提出しなければならない。

20.3 艇または装備がクラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するために、いつでも検査されることがある。

20.4 各クラス規則において義務付けされているアンカー、アンカーロープ及びパドルの搭載については任意とする。

## 21. 運営艇

運営艇の標識は次のとおりとする。

白地に各担当部署名を黒文字で表示したプラカードを掲げる。

## 22. 支援艇

8月27日以降、支援艇の出艇は許可しない。

## 23. 無線通信

緊急の場合を除き、艇は、海上において無線の送受信を行ってはならない。この制限は携帯電話及びGPSにも適用する。

## 24. ゴミの処分

艇は水中にゴミ等を捨ててはならない。ゴミは、各艇が責任を持って処分しなければならない。

## 25. 賞

実施要項のとおり、各種目の上位の者に賞を与える。

## 26. 責任の否認

本大会は競技者が自分自身の責任(競技規則4「レースをすることの決定」参照)において、参加することが条件であることから主催団体は、大会前、大会中または大会後に生じた物的損傷または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

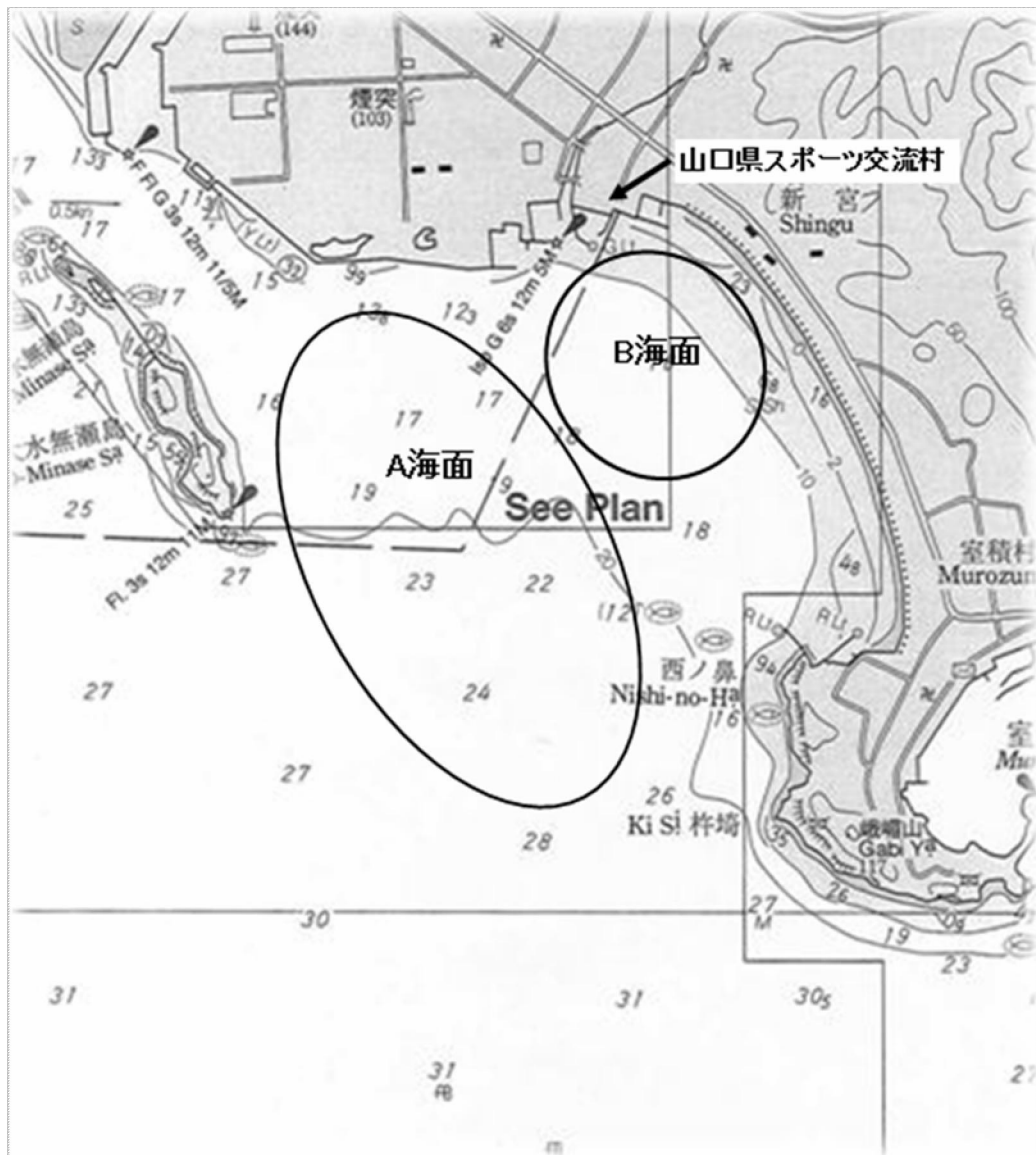
## 27. エントリーナンバーの貼付

本大会に参加する全ての競技艇は、主催者が用意するエントリーナンバーをメインセールのピーク部に貼付しなければならない。エントリーナンバーの貼付場所は、できる限りピーク





添付図1



添付図2

